

令和6年度北海道における障がい者の生涯学習の推進に向けた調査及び研究に係るワーキングチーム開催要領

1 目的

文部科学省が実施する「令和6年度 学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業」の委託により北海道が行う「障がい者の生涯学習支援体制構築モデル事業」のうち、北海道における障がい者の生涯学習の推進に向けた調査及び研究を進めるため、専門的知識を有する外部有識者から意見聴取等を行い、具体的な方策の検討に向けた資料とする。

2 議題

ワーキングチームが取り扱う議題は、次のとおりとする。

- (1) 障がい者の学びに関するニーズや実態の把握及び地域の学びの環境づくり
- (2) 障がい者の学びに関する情報を一元的に収集し及び提供する仕組みの構築
- (3) その他、北海道における障がい者の生涯学習の推進に向けた調査及び研究のため必要な事項

3 構成

- (1) ワーキングチームは、5名以内で構成する。
- (2) 構成員は、大学教授、自治体職員、障がい当事者等の専門的知識を有する者が2名以上となるよう、北海道立生涯学習推進センター所長（以下「所長」という。）が選定する。

4 運営

- (1) ワーキングチームは、必要に応じ、所長が招集し主催することとし、令和6年度は3回程度開催する。
- (2) ワーキングチームには座長を置き、所長が指名する。
- (3) 座長は、不在の場合等の際、これを代行する者を指名することができる。
- (4) 所長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者にワーキングチームへの出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 その他

- (1) 構成員は、2の議題をより本質的で実体のある内容で展開するため、必要に応じ、北海道内外の先進地への視察を行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に必要な事項は、所長が定める。